

ほたる連規約

(名称)

第1条 この団体は「ほたる連」と称し、会を称して「連」と言い、その本拠を連長宅に置く。

(目的)

第2条 本連は、阿波踊りの連として活動することにより、属する会員の心身の健康増進を図り、また会員相互、他連、地域との交流を持つことにより幸福で充実した生き方の実現とともに地域の発展を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本連は次の者をもって会員とし、同義の別称として連員とも言う。

- (1) 一般会員 本連の目的に賛同し、踊りまたは鳴り物の演奏を行おうとする者。
- (2) 賛助会員 本連の目的及び活動に賛同し、連の活動を資金的にまたは労務提供により支援しようとする者。

(活動)

第4条 本連はこの規約第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 阿波踊りの演舞を行うことが可能な行事等への参加
- (2) 前号のための練習
- (3) 施設等への慰問
- (4) 連員相互の親睦
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動の実施

(組織)

第5条 本連運営のため連長の下に次の機関を組織する。

- (1) 指導部
- (2) 事務局

(役員)

第6条 本連に次の役員を置き同時に役員

会を構成する。任期は1年とし、再任は妨げない。

- 連長 1名
副連長 1名
指導部
指導担当副連長 3名
事務局
事務担当副連長 1名
会計 1名

- 2 役員は現役員が次期役員の選任案を策定し総会で決議する。
- 3 役員会は連長の招集により随時開催する。
- 4 連総会の議決により権限のない特別役員を設けることができるものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員は次の仕事にあたる。

- (1) 連長は、本連を代表し会の運営し予算を執行するとともに、会計に対し執行状況報告を求めることができる。
- (2) 副連長は連長と協同して連務に従事し、連長の承認を受けて連長職を代理する。
- (3) 指導担当副連長は、第4条の目的を達成するため、連員の技能向上を図り指導をするほか衣装小道具楽器等演舞発表に係る総合的企画立案管理を中心となって行う。また、その目的達成のために連長の承認により予算執行を行う。
- (4) 事務担当副連長は、維持運営事務管理調整を行い予算を総括するとともに渉外調整・広報および連員募集事務等を行う。
- (5) 会計は、予算案を策定し決算を行うとともに本条1号から4号による連長の予算執行を監視し、帳簿類を管理し連会計の出納を行うとともに連資産の管理を行う。
- (6) 役員に欠員が生じた場合には、連長は役員相互の兼務をさせることができる。

(事故等)

- 第8条 本連が活動中および活動に伴う事故について、連およびその役員は地位に基づく特段の責任を負わないものとする。
- 2 本連は保険契約を締結し、又は連員の契約手続きの仲介をする事務を取り扱うことができるものとする。
- 3 連は予算の範囲内で保険料を負担することができるものとする。

(会議)

- 第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とし連長が召集する。
- 2 通常総会は年1回とし、役員のいずれかは必要に応じて臨時総会の開催を連長に求めることができる。
- 3 通常総会は活動計画及び予算、決算および役員人事に関する事項および本連の活動に関わる重要事項を審議し決定する。
- 4 総会は登録連員に7日以上前に開催通知をすることにより出席者数の如何にかかわらず成立し、出席者の過半数により議決する。

(会費)

第10条 本連の一般会員の通常会費は年額とし、次の区分によって納入し、月割り等による返還及び割引は行わない。

(1)会費 年 3,000 円

(2)子供会費 年 1,000 円

(正会員の小学生以下の家族に限る)

- 2 賛助会員はその実績に基づいて、役員会で入会を承認し会費は定めない。
- 3 総会の決議により臨時会費を設けることができる。

(運営)

- 第11条 参加行事の選択その他本連の活動方針は総会又は役員会で審議し連長が決定する。
- 2 本連の運営は、通常会費、臨時会費、

寄付金、出演謝礼、その他の収入をもってこれにあたる。

- 3 予算の執行は、連長又はその委任者が行い連長が承認した後、会計による審査のうえ出納するものとする。
- 4 衣装、楽器の購入または遠征費用等費用が高額になるものに関しては特別会計を設けて執行し、当該目的達成のときにその都度決算することができるものとする。

(事業年度)

第12条 本連の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員任期)

第13条 本連の役員の任期は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(規約の改廃等)

第14条 この規約の改廃は、総会の決議によるものとする。この規約に定めのない運営上の細則は、別途役員会で審議し連長が定めることとする。

附 則 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から改正施行する。

この会則は、平成18年4月1日から改正施行する。

この会則は、平成21年4月1日から改正施行する。

この会則は、平成22年6月1日から改正施行する。

平成 2 2 年度役員選任(案)

職		氏 名			備 考
	連 長	永田 久哉			
	副連長	村上 明			
指導部	指導担当副連長				
事務局	事務担当副連長				
	会 計				
特 別		井上 ゆわ子	金子 匡甫		第 6 条第 4 項役員

* 上記の内、空欄は欠員であり選任されるまでの間は連長が兼務する。